

神戸市すこやか保育支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令に基づき、障がいの程度に応じて特別な配慮が必要な児童（子どものための教育・保育給付に係る支給認定を受けた子どもに限る。以下同じ。）に対し、他の児童との集団による教育・保育の提供（以下「統合教育・保育」という。）を行うために必要な支援・援助をすることにより、当該児童の成長発達を促進することを目的として、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) すこやか保育支援事業（以下、「すこやか保育」という。） 前条の目的を達成するために行う事業
- (2) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所
- (3) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園
- (4) 家庭的保育事業 法第7条第6項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- (5) 小規模保育事業 法第7条第7項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- (6) 事業所内保育事業 法第7条第9項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (7) 1号認定子ども 法第19条第1号に規定する児童
- (8) 2号認定子ども 法第19条第2号に規定する児童
- (9) 3号認定子ども 法第19条第3号に規定する児童

(対象児童)

第3条 本事業の対象児童は、障がいの程度に応じて特別な配慮が必要な児童であり、必要な支援・援助を行うことにより、統合教育・保育が可能な児童とし、神戸市内に所在する保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を利用する児童とする。

2 前項に定める認定こども園のうち、兵庫県が実施する特別支援教育推進事業の対象となる幼稚園型認定こども園の1号、2号認定子ども、学校法人立の幼保連携型認定こども園の1号認定子どもは除く。

(事業実施施設・事業者)

第4条 すこやか保育は、法第27条第1項に定める特定教育・保育施設又は法第29条第1項に定める特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）が実施する。

(対象児童の判定を行う機関)

第5条 当該児童が、第3条に掲げる対象児童に該当するかについての判定（以下「判定」という。）は、こども家庭局で行う。

(対象児童の判定及び重度対応認定)

第6条 統合教育・保育を行うため、特別な配慮が必要であり、支援・援助を要するとこども家庭局が判定した場合は、第5条に掲げる対象児童とする。

2 前項に定める対象児童のうち、発達において重度の遅れがあり、特に配慮及び支援を要する児童については、重度対応認定を行う。

(対象児童の判定の手続き)

第7条 判定を希望する1号認定子どもの保護者は、「児童調書」を在籍(入園内定を含む。)する特定教育・保育施設を経由してこども家庭局へ提出する。

2 法第19条第2号及び第3号に掲げる子ども(以下「2・3号認定子ども」という。)の保護者は、支給認定の申請に併せ、「児童調書」を特定教育・保育施設等が所在する区域を所管する区保健福祉部又は北神区役所、北須磨支所(以下「区保健福祉部等」という。)に、在籍する児童については原則在籍する特定教育・保育施設等を経由して区保健福祉部等に提出する。

3 こども家庭局は、保護者又は区保健福祉部等から送付された書類並びに児童及び保護者との面接調査等により、判定を行う。

(対象児童に対する教育・保育の提供)

第8条 特定教育・保育施設等で行う教育・保育の提供は、統合教育・保育を原則とする。

2 保育時間は、1号認定子どもについては特定教育・保育施設が定める教育標準時間、2・3号認定子どもについては保育必要量の範囲内で保育を必要とする時間とする。ただし、当該子どもの心身の状況に応じて短縮することができる。

3 特定教育・保育施設等の責任者は、対象児童ごとに指導記録を作成し、必要に応じてこども家庭局に提出する。

4 特定教育・保育施設等の責任者は、対象児童の状況、処遇方針等に関し、こども家庭局区保健福祉部等、対象児童の保護者等と密接に連携をとり、当該児童の成長発達の促進に努めなければならない。

5 こども家庭局は、対象児童の状況により、必要に応じて再度の判定を行うことができる。

(特定教育・保育施設等に対する助言指導)

第9条 こども家庭局は対象児童の保育に関して、必要に応じて助言指導を行う。

2 こども家庭局は、すこやか保育巡回指導班を編成し、教育・保育の観察及び助言指導を行うとともに、対象児童の経過観察を行う。

3 こども家庭局は、特定教育・保育施設等の職員に対して、すこやか保育の実施に関する必要な研修を実施するものとする。

(専門家の意見・助言)

第10条 こども家庭局及び区保健福祉部等は、第1条に掲げる目的を達成するために必要があるときは、専門家等の意見・助言を受けるものとする。

(施行細目の委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管局長が定める。

附則

この要綱は昭和53年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年9月16日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。